
忙しい社会人のための税理士試験攻略

「学習と仕事をうまく両立させる方法」

T A C 税理士講座

目 次

ページ

テーマ1 税理士の魅力 1～8

テーマ2 税理士への道 9～15

テーマ3 受験計画 16～19

テーマ4 社会人のための学習法 20～23

テーマ5 具体的な学習方法 24～26

テーマ 1

税理士の魅力

◆ 1 税理士の仕事

税理士は、納税者の納税義務が適正に実現されるための業務を行うと同時に、国の財政等に直接関係する業務を行っており、社会的に重要な職業です。さらに、その業務内容は、従来からの税務業務や会計業務にとどまらず、経営コンサルティングや国際税務など多岐にわたっています。ここでは税理士の仕事の内容について、具体的に紹介していきます。

1 税務業務（独占業務）

税務業務とは、税理士法で定められた独占業務であり、「税務書類の作成」、「税務代理」及び「税務相談」の3つがあります。これらの業務は税理士以外が行うことは出来ません。

税務書類の作成とは、税務官公署に提出する申告書、申請書、請求書などを税理士自らの責任と判断において作成することをいいます。

税務代理とは、税に関する法令に基づき、税務官公署に対して、申告、申請、請求などを納税者に代わって行うこといいます。

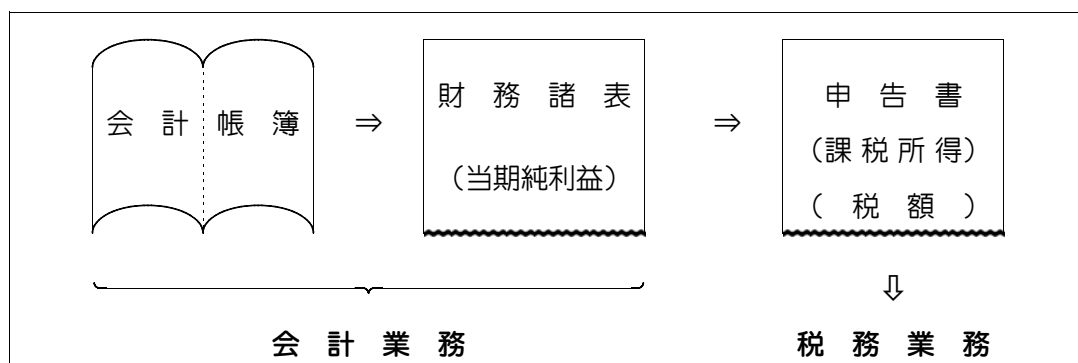
税務相談とは、具体的事例に基づき、所得金額や税額などの相談に応じることをいいます。

2 会計業務

会計業務とは、会計帳簿への記帳、財務諸表の作成の指導及び代行等の業務をいいます。

税務業務と会計業務とは、非常に密接に関係しています。例えば、法人税は基本的に企業の獲得した利益（もうけ）に対して課税がなされます。その税額の算定手順は、会計業務で算定された利益に対して税務調整を行い、税額算定の基礎となる課税所得を算定し、その金額に基づいて税額を算定するという手順になります。

よって、多くの企業は税務業務のみではなく、会計業務についても税理士に任せています。

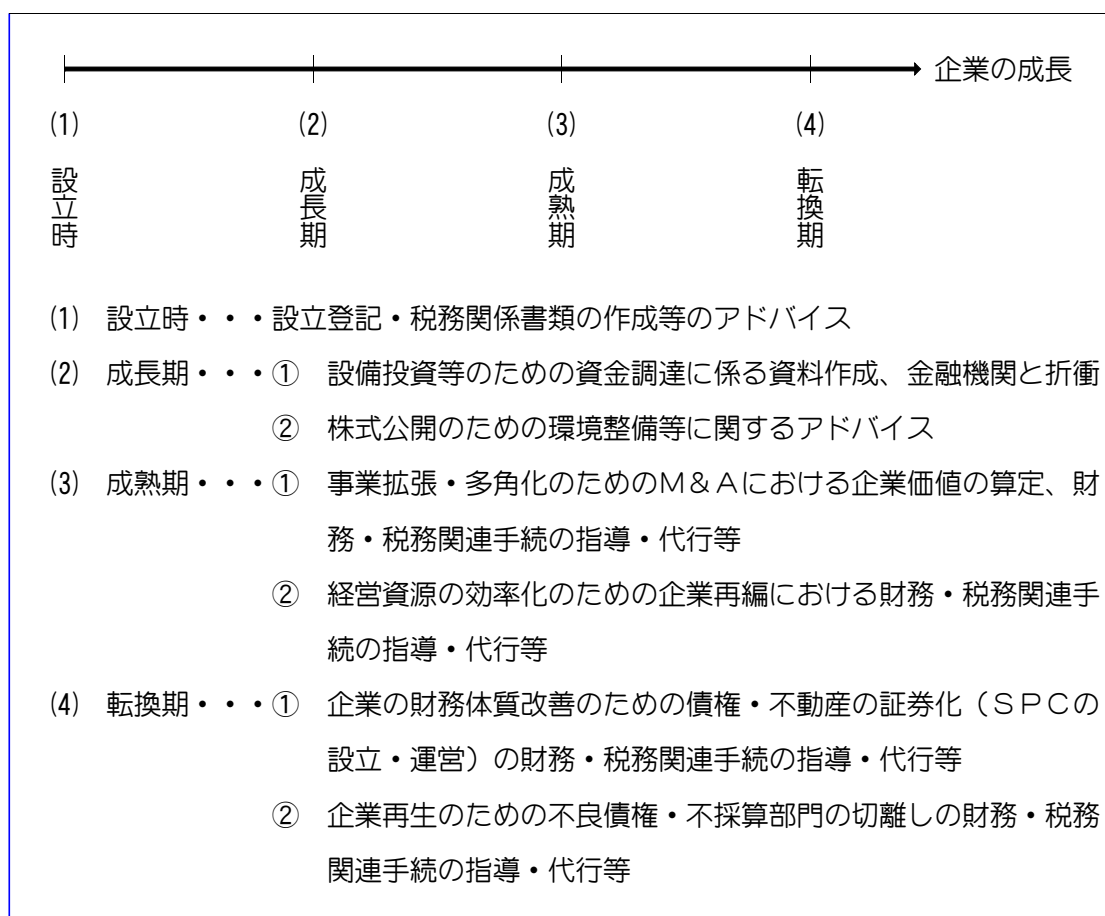


3 経営コンサルティング業務

税理士は財務・税務という側面から企業の姿をとらえるため、その観点から企業の経営者に対して適切かつ戦略的な経営計画を提案することができます。

具体的には、「設立」、「資金調達」、「株式公開」、「企業合併・買収（M&A）」さらには「再生」といった、企業の成長過程に応じた様々な相談案件に対して、財務・税務の知識を駆使してアドバイスを行い、サポーターとしてその成長・発展を見守っていくことが、税理士の行う経営コンサルティング業務です。その意味で、税理士は「企業のブレイン」としての役割を担います。

特に、厳しい経営環境におかれている中堅・中小企業の経営者は、身近な存在である税理士に経営改善のアドバイザーとしての役割を求めており、そのニーズは年々高まりつつあります。また、提案した案件がそのまま企業経営に反映されますから、責任は重大ですが、成功した時の喜びも大きなものがあります。



4 資産税コンサルティング業務

個人の所有する土地・家屋・有価証券等の資産を譲渡や相続した場合、莫大な所得税や相続税が課されることがあります。そこで、税務のスペシャリストとして節税や納税対策を目的とした相続・事業承継・資産運用等に関する提案を行い、収入を得ることができます。最近ではこのような資産税コンサルティングに特化した税理士事務所も増えています。

5 国際税務

海外に進出している日本企業、あるいは日本に進出している海外企業の税務は、日本の税制と海外の税制が複雑に絡み合うため大変難しいものとなっています。また、語学力も求められているため、国際税務を専門に扱う税理士事務所や税理士法人に仕事の依頼が集中しています。ボーダーレスの時代においては、国際税務のニーズはますます高くなっていくことでしょう。

6 補佐人

平成13年6月の税理士法の改正で、税理士による補佐人制度が実現しました。補佐人制度とは、納税者の正当な権利・利益の救済を支援するために設けられた制度で、この制度により税理士は補佐人として、税務訴訟において、訴訟代理人である弁護士とともに裁判所に出廷し、弁護士の訴訟活動を税務の専門家の立場から補佐し、自己の持つ税務に関する専門知識を駆使して、陳述活動等を行うことができるようになりました。

7 外部監査

税理士は、社会公共の利益を守る外部監査人として、地方公共団体における税金の使途のチェック及び地方独立行政法人が企業会計原則に則って毎年公表する財務諸表の監査を行います。

8 会計参与

会社法（平成18年施行）の制定により、会計参与制度が新設されました。会計参与とは、中小会社の会計の適正化を図ることを目的として、会社法において新設された会社の機関（役員）で、主な業務は取締役（経営者）と共同して財務諸表の作成をすることにあります。なお、会計参与は公認会計士（監査法人）または税理士（税理士法人）しかありません。つまり、税理士は、この役職につくことにより、いわば企業のCFO（最高財務責任者）としての役割を担うことになります。

◆2 仕事のフィールド

前述したように、税理士業務は非常に高いやりがいのある仕事ですが、その活躍の場にはさまざまな選択肢が存在し、自分の個性、やりたい仕事の内容等に応じて選ぶことができます。ここでは、税理士の活躍できるフィールドについて具体的に紹介していきます。

1 独立開業する

税理士は、独立開業しやすい資格であることが魅力の1つです。資格を取得し、数年間の実務経験を積み、個人でも十分クライアントを確保することができます。日本は租税国家ですし、日本企業の99%は税理士のクライアントである中堅・中小企業です。税理士登録者が増え、以前よりも競争が激しくなってきたとはいえ、仕事がなくなることはありません。

「独立開業」の大きな魅力は、**自由なところとやればやるだけ自分に返ってくるところ**です。誰からも指示されることなく、自分の考えだけで行動できます。努力が全部結果として反映されるわけですから、とてもモチベーションもあがりますし、収入は青天井です。

また、税理士業務は、責任が重い分、収益性も高い仕事ですので、ライフスタイルにあわせて仕事量をある程度セーブすることもできます。最近では、独立開業して仕事と家事・育児を両立させている女性税理士も増えていきます。

なお、同じ税理士でも、法人税に強い人、所得税に強い人など専門分野は異なります。そのため、複数の税理士が提携して税理士法人を設立し、それぞれの得意分野の仕事をこなしたり、共同して大規模な案件を引き受けることもできます。

2 大手の税理士法人や会計事務所に勤務する

大手の税理士法人・税理士事務所は、規模の大きい顧問先が多く、高度な実務能力を身に付けることができます。特に大手税理士法人では、法人税部門、個人所得税部門、資産税部門、コンサルティング部門、国際税務部門等といったように担当部門を細分化しており、専門性の高い大規模な案件に関与することができます。将来、特定の専門分野（例えば、経営コンサルティング業務、株式公開サポート業務、M&A関連業務、資産税コンサルティング業務、国際税務等）での活躍を志す人に向いているフィールドといえます。

3 金融機関に勤務する

銀行・証券・保険・リース等の金融機関では、税理士を企業内に迎え入れようという確実な動向が見えます。例えば、銀行の融資担当に配属になれば、融資先の経営分析や経営改善のコンサルティングを行ったり、保険会社や信託銀行では個人の資産運用や相続対策の案件に関与するなど、それぞれの金融機関において活躍の場は無限に広がっています。

4 一般企業に勤務する

一般企業に勤務した場合、財務諸表・税務申告書等の作成等といった財務・経理のメイン業務を担当します。これにより、企業のすべての資金の流れをつかむことになるため、経営に関しても財務面から助言することができ、企業のなかでも一目置かれる存在となります。

最近では、人事考課の際に資格を重視する企業が増えており、試験に合格すると報奨金が出る会社もあるほどです。社内でキャリアアップする上でも、税理士資格があれば断然有利です。

また、ベンチャー企業であれば、CFOとして舵取りを行い、企業を成長させていく喜びを味わうことも可能です。

税理士の魅力

- 税理士には「税務業務」という独占業務があり、仕事なくなることはない
- 「経営コンサルティング業務」を行い、『企業のブレイン』として活躍できる
- 「国際税務」等、ほかにも税理士の資格を活かした様々な仕事が行える
- 独立開業した場合、自由に仕事を行うことができ、高収入も期待できる
- 大手の税理士法人等に就職し、特定分野のスペシャリストとして仕事が行える
- 企業の中でも、資格を活かした仕事ができ、キャリアアップも図れる
- 現在の税理士の年齢構成を考えれば、仕事のチャンスはたくさん転がっている

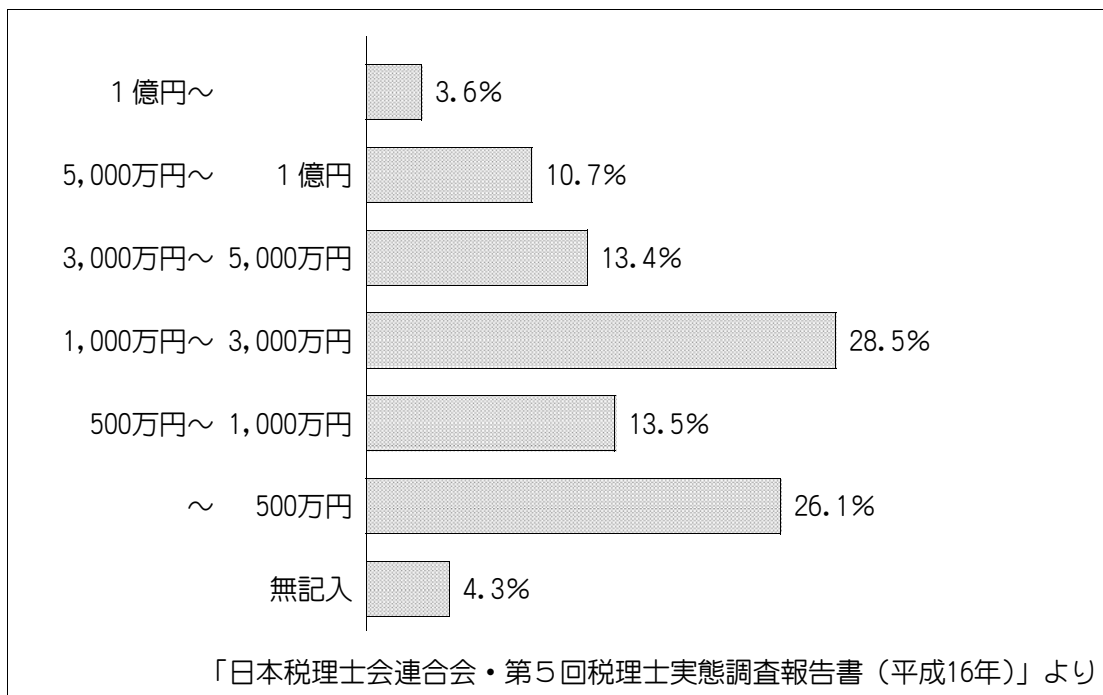


税理士という資格には、無限の可能性がある！



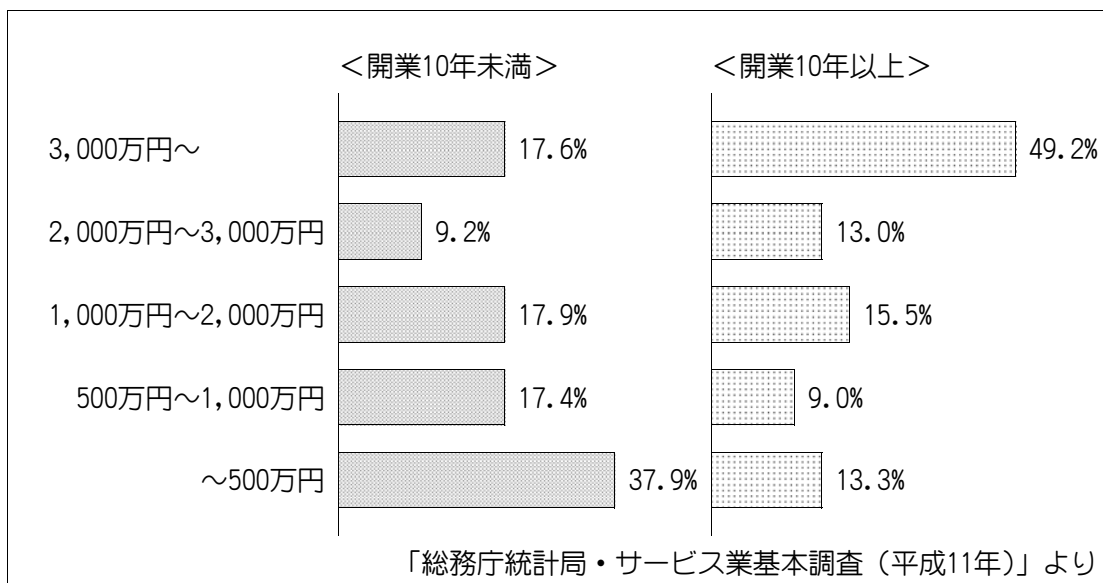
DATA BANK

1 税理士の業務に係る収入金額



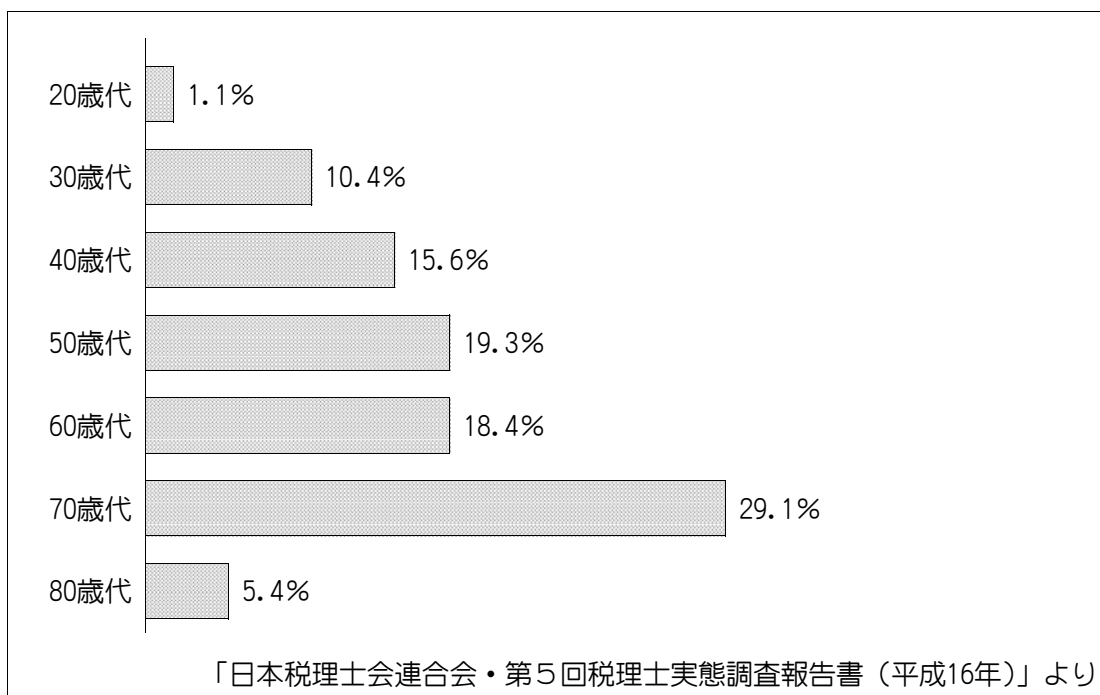
ちなみに、税理士の平均収入金額は約2,690万円となっています。税理士登録してからの年数、業務内容、「開業or勤務？」等によって収入金額にはバラツキがありますが、1億円以上の税理士も存在し、努力次第では高収入も夢ではありません。

2 開業期間別の年収について



一般に、認知されて仕事が増えるまでに3年、紹介してくれる人が増えるまでに10年かかるといわれます。しかし、独立開業を続けていれば、着実に収入を伸ばすことができます。

3 税理士の年齢



なんと税理士の52.9%が60歳以上です！まさに独立開業した税理士には定年はありません。反面、若手の税理士にかかる期待も大きい業界でもあります。

4 過去4年間の税理士登録者数の推移

	平成13年12月31日	平成15年2月28日	平成16年2月29日	平成17年2月28日
全 体	65,831人	66,518人	67,356人	67,985人
男 性	59,579人 (90.5%)	59,782人 (89.9%)	60,222人 (89.4%)	60,816人 (89.5%)
女 性	6,252人 (9.5%)	6,736人 (10.1%)	7,134人 (10.6%)	7,169人 (10.5%)

租税国家であるわが国における税理士業務の社会的重要性は、近年ますます高まってきており、税理士登録者数も増加傾向にあります。また、女性が資格取得を目指す傾向は、税理士受験にもうかがえ、事実、女性の登録者数及び占有率も増加しています。



参 考 公認会計士業務との違い

税理士に独占業務があるように、公認会計士にも独占業務があります。それは、**監査業務**（企業が作成した財務書類の内容が適正に表示されているかを第三者としてチェックすること）です。監査業務は、監査法人に所属し複数の会計士で上場企業等の大規模な会社を相手に行います。そこでは管理会計（原価計算）・監査論・[会社法](#)等の知識が必須となります。

一方、税理士業務は、独立開業を前提とすると、中堅・中小企業や個人をクライアントとする税務業務が主となります。したがって、税法の知識が不可欠です。

なお、公認会計士は、税理士会に登録することにより税務業務が行えますが、独立開業した場合は税務業務が主となり、税法の知識を一から身に付けなければなりません。将来的に独立開業を目指すのであれば、税理士試験を突破することが近道といえます。



ノート

テーマ 2

税理士への道

税理士になるためには、税理士試験に合格しなければなりません。ここでは、税理士試験の詳細について、データとともに紹介致します。

◆ 1 税理士試験の概要

税理士試験は、例年8月上旬の平日3日間に行われ、合格発表は、例年12月中旬に行われます。税理士試験の特徴として、科目選択制度と科目合格制度があります。

◆ 2 科目選択制度

科目選択制度とは、税理士試験の試験科目全11科目から5科目を選択することができる制度です。試験科目の中には、下記の表で示すような必須科目・選択必須科目等の制約もありますが、この制度により科目選択にかなりの幅が認められています。

会計科目	必 須	簿 記 論	会計科目は、必ず合格しなければなりません。
		財務諸表論	
税法科目	選択必須	法 人 税 法	法人税法または所得税法のどちらか1科目以上は合格しなければなりません。
		所 得 税 法	
	選 択	相 続 税 法	選択科目のうち、酒税法と消費税法、事業税と住民税はどちらか1科目しか選択できません。
		酒 税 法	
		or	
		消 費 税 法	
		固 定 資 産 税	
		事 業 税	
		or	
		住 民 税	
		国 税 徴 収 法	

◆3 試験科目の内容

1 必須科目

科 目	特 徴
簿 記 論	企業の経営活動をどのように記録し、計算するかを学習する科目です。試験は制限時間2時間で3問出題され、第1・2問は大学教授が出題するため学問的、第3問は実務家が出題するため実務的な問題が出題されています。
財務諸表論	株主等に報告するための財務諸表（報告書）を作成するまでの考え方や約束事について学習する科目です。試験は理論と計算に分けて出題され、理論は会計に関する考え方について論述式により、計算は会社法等の法律等に従って実際に財務諸表を作成する形式で出題されています。

2 選択必須科目

科 目	特 徴
法 人 税 法	会社の儲けに対して課される税金について定めた法人税法という法律の考え方を学習する科目です。試験は理論と計算に分けて出題され、理論は法人税の規定を論述させる形式で、計算はある会社の納付すべき法人税額までを求めさせる具体的な形式で出題されています。
所 得 税 法	私たち個人が1年間に稼いだ儲けに対して課される税金について定めた所得税法という法律の考え方を学習する科目です。試験は理論と計算に分けて出題され、理論は応用問題と個別問題をそれぞれ論述させる形式で、計算は自営業を中心とした個人の納付すべき所得税額までを求めさせる具体的な形式で出題されています。

3 選択科目

科 目	特 徴
相 続 税 法	財産が無償で個人から他の個人に渡った場合に財産を取得した者に課される税金について定めた相続税法という法律の考え方を学習する科目です。試験は理論と計算に分けて出題されますが、簿記の知識を必要とせず、理論と計算は密接に関連しているため、効果的な学習が可能な科目といえます。
酒 税 法	アルコール飲料に対して課される税金について定めた酒税法という法律の考え方を学習する科目です。試験は理論と計算に分けて出題され、理論は酒税法の体系的な理解を問う問題が多く、計算は酒類製造業者の1月間に出庫した酒類に対して納付すべき酒税額を求めさせる具体的な形式のものが出題されています。
消 費 税 法	消費税は、商品の販売やサービスの提供などに対して課税され、価格に上乗せされて最終的には消費者が負担する間接税で、事業者が預かった税金を計算する科目です。試験は他の科目と同じように理論と計算に分かれて出題されます。税理士の実務で最も重要な科目のひとつといえます。
固定資産税	土地・家屋・償却資産といった固定資産に対して課される税金について定めた地方税法という法律の中の固定資産税編についてその考え方を学習する科目です。出題傾向が安定していて学習しやすく、他の科目と同じように理論と計算に分かれて出題されています。
事 業 税	事業活動を行う法人又は個人は公共施設の利用が不可欠であり、この公共施設の維持・保護等の経費負担として都道府県がその事業者に対して課する税金が事業税です。試験は通常、理論を中心に出题され、特に第1問の理論の内容が事例問題であるため合否のカギとなっています。なお、法人税に関する知識があれば効率的に学習できます。
住 民 税	所得のある個人及び法人等に対して課される税金で、地方税法に定められている都道府県税及び市町村民税に関する部分を総称したものです。試験は理論と計算に分けられ、理論は個人及び法人から各1問の計2問、計算は総合問題又は個別問題が出題されます。なお、所得税に関する基礎知識があれば効率的に学習できます。
国税徴収法	国税徴収法は単に国税の徴収のみならず、地方税等の徴収のベースとなっている大切な法律です。試験の出題はその殆んどが論述形式の理論問題と短答問題で占められています。法律がどのように関連しているのか理解することを目的としているため簿記の知識は全く必要ありません。

4 会計科目の関連性

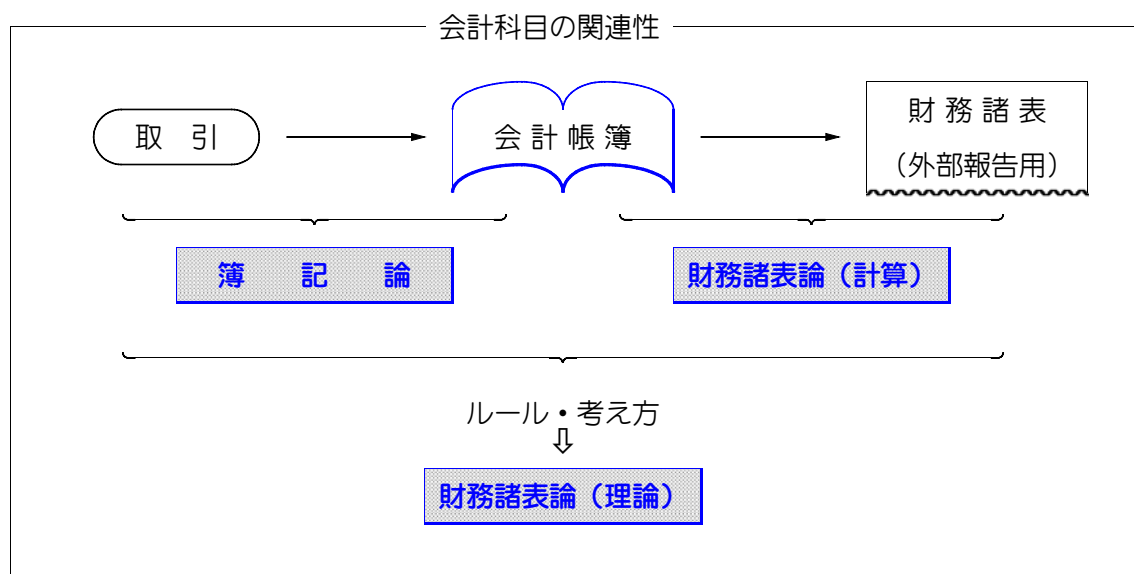
簿記論と財務諸表論は、出題範囲や学習内容において棲み分けがあります。

簿記論では、日商簿記検定と同様に、仕訳等を中心とした**帳簿上の手続**が出題されます。したがって、学習内容も「計算」のみになります。

一方、財務諸表論では「計算」のみならず「理論」も出題されます。

計算は、株主等の外部の利害関係者に対して提出する**財務諸表**（貸借対照表・損益計算書）の**作成**問題が出題されます。そこでは、日商簿記検定や簿記論で学習した会計処理に加えて、「表示区分」、「注記」等といったものも学習します。

理論では、会計処理方法や表示方法に関するルールである**企業会計の基準**（企業会計原則等）の内容等が記述形式で問われます。そこでは、単に規定自体を覚えるだけでなく、「なぜ、そのような処理を行うのか？」といった、規定の背後にある考え方も学習します。



5 税金の分類（税法科目の関連性）

各税法科目に係る税金は、下記のような観点から分類することができます。これらを知ることによって、税法科目同士の関連性を把握することができます。

(1) 国税と地方税（どこに税金を納めるのか？）

① 国 税

国が徴収する税金で、それぞれの税目ごとに税法が設けられています。具体的には、**法人税・所得税・相続税・消費税・酒税**が該当します。

② 地方税

地方公共団体が徴収する税金で、道府県税と市町村税があり、地方税法という一つの法律で規定されています。具体的には、**事業税・住民税・固定資産税**が該当します。

(2) 所得課税と資産課税と消費課税（何に対して税金を課すのか？）

① 所得課税（所得税）

所得課税とは、所得を得たという事実に基づいてその所得に対して課税するもので、具体的には、**法人税・所得税・事業税・住民税**が該当します。

② 資産課税（財産税）

資産課税とは、資産（財産）の保有や取得という事実に基づいて課税するもので、具体的には、**相続税・固定資産税**が該当します。

③ 消費課税（消費税）

消費課税とは、消費という事実に基づいて、その消費額に対して課税するもので、具体的には、**消費税・酒税**が該当します。

(3) 申告納税方式と賦課課税方式（どのような形式で税金を納めるのか？）

① 申告納税方式

納税者が自ら納める税額を計算し、申告をした上で納める方式です。具体的には、**法人税・所得税・相続税・消費税・酒税・(法人)事業税・(法人)住民税**が該当します。なお、**これらの申告書作成は、通常の税務業務の中心となります。**

② 賦課課税方式

税金を徴収する地方公共団体などが納税者が納める税額を計算し、納税者に通知して、通知された税額を納税者が納める方式です。具体的には、**固定資産税・(個人)事業税・(個人)住民税**が該当します。

税金の分類

	所得課税	資産課税	消費課税
国 税	法人税・所得税	相続税	消費税・酒税
地方税	事業税・住民税	固定資産税	—

申告納税方式の税金の申告書作成が税務業務のメイン

◆4 科目合格制度

科目合格制度とは、1科目ずつ受験することができ、1度合格した科目は生涯有効になる制度です。つまり、1度の受験で5科目すべてに合格する必要はなく、毎年少しずつ合格科目を積み重ねることにより、複数年かけて5科目合格を達成すればよいのです。したがって、1年に1科目ずつ確実に合格し、5年計画で税理士になる資格を取得することも可能です。

また、科目合格の段階でも評価され、就職や転職に当たり有利に働くことも、科目合格制度のメリットです。つまり、ライフスタイルや将来プランに合わせて受験でき、一歩ずつステップアップ（キャリアアップ）を図りながら、着実にゴールを目指すことができます。

科目合格制度のポイント

- 1度で5科目合格する必要はなく、1科目ずつ受験できる
- 受験科目ごとに合否が判定され、合格科目は翌年以降の試験が生涯免除される
- ライフスタイルや将来プランに合わせて受験できる
- 科目合格の段階でも評価される（就職・転職に断然有利！）



一歩ずつステップアップしながら、確実に税理士資格を取得できる！

◆5 合格基準

税理士試験の合格基準は、各科目ともに満点の60%（すなわち60点）となっていますが、出題される問題の難易度やボリュームに関わらず、各科目の合格率は、ほぼ10～15%で毎年安定しています。つまり税理士試験は、全受験者のうち上位10～15%の人が合格する**競争試験**といふことができます。

◆6 税理士試験に合格するためには

税理士試験は、どの科目の出題もボリュームが多く、2時間という制限時間内にすべてを解答できる問題はほとんど出題されません。しかしながら、**本試験では問題のすべてを解答する必要はありません**。満点の60%（つまり60点）以上が、公表されている合格基準だからです。

また、難易度については、年によりかなりバラツキがあります。ある年の合格ラインはT A Cでの予想配点で70点位、明くる年では40点位というように、簡単な年と難しい年では約30点もの開きがあります。では、なぜ毎年一定の合格率を保っているのでしょうか？

実は、正解率の高い解答箇所の高い配点を置き、正解率の低い解答箇所は配点を軽くする等の採点上の調整が行われているのです。したがって、難しい箇所が解答できたか否かではなく、受験生の多くが解答できる基本的事項をどれだけ確実に得点したかで、合否は決まります。

合格のポイント

- ・ 2時間では解けきれないボリュームの問題が毎年出題される
- ・ 難易度に関係なく毎年一定の合格率を保っている
- ・ 合否をわけるのは基本的事項の正解率



基本的事項をしっかり固め、それを確実に得点していくことが大切！



参 考 最近5年間の科目別合格率の推移

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
簿 記 論	10.7%	13.7%	14.9%	12.5%	14.2%
財務諸表論	17.3%	15.2%	18.5%	15.2%	16.1%
法 人 税 法	11.1%	12.3%	12.4%	12.3%	11.0%
所 得 税 法	14.0%	12.9%	12.3%	12.7%	12.8%
相 続 税 法	13.1%	11.8%	10.2%	9.8%	12.4%
酒 税 法	11.4%	11.1%	11.3%	10.2%	10.8%
消 費 税 法	10.3%	10.9%	11.5%	10.1%	13.3%
固定資産税	12.8%	9.7%	11.9%	14.1%	10.3%
事 業 税	11.9%	13.9%	12.6%	9.6%	10.1%
住 民 税	9.7%	15.4%	8.6%	15.0%	14.6%
国税徴収法	9.0%	9.1%	9.7%	10.9%	11.1%

テーマ 3

受験計画

どのような試験でも受験計画が大切であることはいうまでもありません。特に税理士試験は「科目合格制度」「科目選択制度」といった特徴があるので、受験計画が、他の国家試験に比べ複雑かつ重要になります。税理士試験の受験計画を立てるにあたっては、「長期的目標（何年で5科目に合格するか?）」と「短期的目標（次の試験でどの科目を受験するか?）」の2つの目標を明確に持って下さい。

◆1 長期的目標（何年で5科目に合格するか?）

何年で合格するかは、「可処分時間（学習に当てられる時間）がどれくらいあるか」、「簿記の知識はあるか」、「どの科目を選択するか」等によって左右されますが、**学生の方や受験に専念できる環境にある方は2～3年、可処分時間が制約される社会人の方は3～5年位を目安にするのが一般的です。**

◆2 短期的目標（次の試験でどの科目を受験するか?）

短期的目標を定めるにあたっては、必ず次の3つのステップを踏んで下さい。

1 本試験までの可処分時間を正確に見積もる（ステップ1）

どれだけ能力のある方でも、学習に充てる時間が物理的に不足していると、良い結果を得ることはできません。下記の表に基づいて可処分時間（学習に充てられる時間）を計算してみましょう。

(1) (単位：時間)

	月	火	水	木	金	土	日	合 計
可処分時間								

(2) 1週間当たり 時間×学習開始～本試験まで 週間＝ 時間

2 受験可能な科目を洗い出す（ステップ2）

ステップ1で見積もった可処分時間の範囲内で学習可能な科目を洗い出します。なお、税理士試験の各試験科目は、下記の図の通りボリュームがマチマチです。ボリュームの少ない科目を組み合わせることで、仕事をしながらでも1年で複数科目の受験も可能となります。少しでも早い合格を目指す方には、是非おすすめです。

標準学習時間 ボリューム	600時間	法人税法	所得税法
	450時間	簿記論	財務諸表論
	400時間	相続税法	
	250時間	消費税法	固定資産税
	200時間	事業税	住民税
	150時間	酒税法	国税徴収法

（注） 標準学習時間には、TACでの講義時間を含みます。なお、学習時間は個人差がありますので、目安としてお考えください

3 受験科目を決定する（ステップ3）

税理士試験における各科目はそれぞれ特徴点があります。ステップ2で洗い出した受験可能な科目のうち、どの科目を受験するかは、その特徴点を正確に把握するとともに、次の事項を考慮するとおのずと決まります。

(1) 税理士試験における簿記知識の必要性

税理士試験の試験科目の大半は、簿記と深く関連しています。各試験科目の学習にあたって必要な簿記知識は下記に示す通りです。

簿記の知識が不要な科目	相続税法	酒税法	固定資産税	国税徴収法
簿記3級の知識が必要な科目	消費税法	事業税		
簿記2級の知識が必要な科目	簿記論	財務諸表論	所得税法	
簿記論・財務諸表論の知識が必要な科目	法人税法			
所得税法の知識が必要な科目	住民税			

(2) 相乗効果が期待できる科目の組み合わせ

下記に示した科目同士にはそれぞれ関連性があるため、組み合わせて学習したり、続けて学習すると、学習負担が軽減される等、相乗効果が期待できます。

- | | | | | | | | |
|---|------|---|-------|---|------|---|------|
| ① | 簿記論 | & | 財務諸表論 | ② | 法人税法 | & | 所得税法 |
| ③ | 法人税法 | & | 事業税 | ④ | 所得税法 | & | 住民税 |
| ⑤ | 所得税法 | & | 相続税法 | | | | |

(3) (合格後の実務等を考慮して) 興味のもてる科目を選ぶ

税理士試験は1科目受験の場合でも、長い期間学習を継続しなければなりませんので、興味のもてる科目を選択することを是非おすすめします。例えば、将来の自分の税理士像をイメージし、それに必要な科目を選択することにより、前向きに取り組むことができます。「好きこそものの上手なれ!」、楽しみながら知識を身に付けて下さい。

- | | | | | |
|------------------------|------|------|-------|------|
| ① 実務に直結する税法科目 | 法人税法 | 所得税法 | 相続税法 | 消費税法 |
| ② 会社相手に仕事をしたい方向けの税法科目 | 法人税法 | 消費税法 | 事業税 | |
| ③ 個人相手に仕事をしたい方向けの税法科目 | 所得税法 | 相続税法 | 住民税 | |
| ④ 資産税関連の仕事をしたい方向けの税法科目 | 所得税法 | 相続税法 | 固定資産税 | |

(4) 理論(暗記)が得意か、計算が得意か?

税理士試験の試験科目は、基本的に理論と計算の双方が出題されますが、下記の図の通り、科目によって配点が異なったり、一方のみ出題される科目もあります。したがって、理論・計算のいずれが得意なのかによって、科目を選択するのもよいでしょう。

計算100／理論 0	簿記論				
計算 70／理論 30	酒税法				
計算 50／理論 50	財務諸表論	法人税法	所得税法	相続税法	
	消費税法	固定資産税	住民税		
計算 30／理論 70	事業税				
計算 0／理論100	国税徴収法				

◆3 1年目の科目選択

1 科目選択上の留意点

(1) 会計科目（特に簿記論）は早めに受験

簿記論・財務諸表論といった会計科目は必須科目であり、その知識は法人税法及び消費税法等の科目の学習において役立ちます。よって、早めに受験することをおすすめします。また、これらの科目は、同時に学習すると相乗効果が得られます。しかし、それぞれボリュームがあるため、いずれか1科目選択するのであれば、**簿記論**をおすすめします。

(2) 法人税法・所得税法・事業税・住民税は2回目以降に受験

法人税法・所得税法といった選択必須の科目はボリュームが多いことから、税理士試験の学習スタンスが確立した2回目以降に受験されることをおすすめします。また、事業税や住民税は、法人税法・所得税法と深く関連することから、これらは法人税法・所得税法と同時にしくは学習後に受験するのが好ましいといえます。

2 科目選択の具体例

(1) 2009年9月から学習を開始し、2010年の受験を目指す場合

学 習 時 間 ↓	週35時間程度	簿記論 + 財務諸表論 + 税法科目(ボリューム少)※
	週25時間程度	簿記論 + 財務諸表論
	週20時間程度	簿記論 or 税法科目(ボリューム少)※
	週10時間程度	簿記論

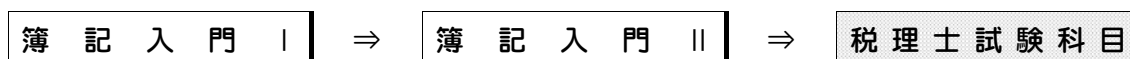
(2) 2010年1月から学習を開始し、2010年の受験を目指す場合

学 習 時 間 ↓	週35時間程度	簿記論 + 財務諸表論
	週25時間程度	簿記論 + 税法科目(ボリューム少)※
	週15時間程度	簿記論
	週10時間程度	税法科目(ボリューム少)※

※ 消費税法・酒税法・固定資産税・国税徴収法のうち、いずれか1科目

3 簿記入門講座の活用

税理士試験の主要な試験科目を学習するにあたっては、**日商簿記検定2級(商業簿記)**程度の知識が必要になりますが、この知識は簿記入門講座で得ることができます。簿記入門講座は、教室講座の他にもビデオ講座あるいは通信講座で随時学習を開始できます。これらを受講し、本格的な学習をスムーズに行ってください。



テーマ 4

社会人のための学習法

「時間がないから勉強できない！」そう思い込んでいませんか？また、「時間に余裕がある時の方が事が進まない！」という経験はありませんか？

税理士試験は長丁場です。特に、社会人が継続的かつ効果的に学習を行うためには、それ相応の努力と工夫が必要です。ここでは、学習を進めるためのちょっとした工夫を提案します。皆さんが学習をすすめていく上で、少しでも参考になれば幸いです。

◆ 1 1 週間の学習計画を立て、それを確実に実行する

皆さんは、通常1週間刻みにライフサイクルを考えていますよね。したがって、学習計画もやはり1週間スパンで考えていくのが好ましいといえます。

毎日学習時間を少しでも多く確保し、その時間に必ず机に向かうことが、合格を勝ち取るための最大のカギです。特に、税理士の受験勉強は長丁場なので、受験勉強を生活の一部として習慣付ける必要があります。当たり前の事ではありますが、その当たり前を実行に移すのが本当に難しいのです。

では、確実に実行するためには？

ポイントは、無理のない学習計画を立てることにあります。

社会人の場合、当初予想していなかった仕事等の突発的事象に見舞われる事が大いに考えられます。その結果、計画通り学習が進められず、志半ばで挫折してしまう方も少なくありません。したがって、学習時間はある程度ゆとりをもって見積もる必要があります。

また、同じ学習をするのにも、土日にまとめてガッツとするのではなく、平日中心に学習計画を立て、それをコンスタントに進めていく方が、「知識の定着」という面でも、「学習の習慣付け」の面でもベターです。

そして、突発的事象に備え、土日のいずれか一日は予備日として時間を空けておき、平日の借金返済に当てられるようにしておくことがベストといえます。

◆ 2 生活リズムを朝型にシフトする

合格者の中には「生活リズムを朝型にして、学習時間を確保した。」という方も結構います。夜仕事から帰った後の疲れ切った頭より、朝のすっきりした頭で学習した方が効率的だからというのが理由です。また、会社へ行く前や仕事が始まるまでの短い時間ではありますが、時間が制約される分、かえって集中することになり、効率的に学習できます。

◆3 細切れの時間を利用する

これも合格者の体験談ですが、「**細切れの時間を有効利用した。**」という事をよく耳にします。中でも『**通勤・通学時間**』がその代表例です。混雑した車内は**意外に**集中できるもので、暗記用のカードを利用したり、暗記すべき事項をカセットテープ等に録音してそれを聞くことにより、理論は効率的に学習できます。

また、計算学習のためにまとまった学習時間を確保するには『**昼休み時間**』等も有効です。これも時間が制約されている分、かえって集中して学習できます。

いま一度1週間の自分の行動を見直してみてください。空白の時間がまだまだ存在すること気づかれるはずです。それを有効活用することが、学習時間の確保や効率化に繋がります。

◆4 時間ではなく量で目標を立てる

学習するのにあたり、必ず1週間で達成できる小さな目標を常に立てると良いでしょう。小さな目標もコツコツ達成していけば、積みり積みれば山となり、最後には大きな目標を達成できます。まさに「**継続は力なり!**」です。

また、会社では、「売上数量100台」とか「売上金額100万円」といった具合に具体的な数量や金額で目標を設定します。「売上時間100時間」という目標掲げる会社はありません。

勉強も同じで、単に「1週間当たり〇時間」と学習時間を目標に置くのではなく、「計算問題20題を1週間で解こう!」とか「理論2題を1週間でマスターしよう!」といった具合に具体的な学習量を目標に設定しましょう。その方が、はるかに集中力や知識定着の面で効果があります。

◆5 目標を達成したら自分にご褒美を

「今週のノルマを達成したら、週末旅行に行こう!」といったように、大好きな趣味や遊びを目の前にぶら下げておけば、嫌なことでも最後までやり通すことができます。「アメとムチ」ではありませんが、1週間のノルマを達成したら自分にご褒美をあげましょう。これが次の週の仕事や学習の活力となるはずです。

◆6 税理士資格取得後の自分を大いに思い描く

例えば、「10年後、独立開業して一国一城の主となり、自分だけしかできないコンサルティングの仕事をして多くの顧問先から信頼される。」といったように、資格を取得した後、税理士としてどのような仕事をし、どのような形で社会貢献するかといった将来のビジョンを具体的に持ち、それを願い続けることで、夢は必ず実現します。モチベーションを高く持ち続けることこそ、学習を継続する上での最大のポイントといえるでしょう。



参 考 1週間のスケジュール（モデルプラン）

1 簿記論と財務諸表論の同時受験の場合

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
	睡 眠	睡 眠	睡 眠	睡 眠	睡 眠	睡 眠	睡 眠
6:00	復習(簿記)	復習(簿記)	復習(簿記)	復習(簿記)	復習(簿記)	復習(財表)	
8:00	移動・自由	移動・自由	移動・自由	移動・自由	移動・自由	移動・自由	自 由
10:00	会 社	会 社	会 社	会 社	会 社	講 義 (財 表)	
12:00						休 憩	
14:00						講 義 (財 表)	
16:00						休 憩	
18:00						移動・自由	
20:00	講 義 (簿 記)	講 義 (簿 記)	復習(財表)	復習(簿記)			
22:00	移動・自由	自 由	自 由	移動・自由	自 由	移動・自由	
0:00	睡 眠	睡 眠	睡 眠	睡 眠	睡 眠	睡 眠	
2:00							
4:00							

※ 移動時間を利用して財務諸表論の理論を暗記する

2 簿記論と消費税法の同時受験の場合

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
6:00	睡眠 復習(簿記)	睡眠 復習(簿記)	睡眠 復習(簿記)	睡眠 復習(簿記)	睡眠 復習(簿記)	睡眠 復習(消費)	睡眠
8:00	移動・自由	移動・自由	移動・自由	移動・自由	移動・自由	移動・自由	自由
10:00	会社	会社	会社	会社	会社	講義 (消費)	
12:00						休憩	
14:00						復習(消費)	
16:00						休憩	
18:00	移動・自由	移動・自由	移動・自由	移動・自由	移動・自由	復習(簿記)	
20:00	講義 (簿記)			講義 (簿記)		移動・自由	復習 (予備)
22:00	移動・自由	復習(消費)	復習(簿記)	移動・自由	復習(消費)	移動・自由	
0:00	移動・自由	自由	自由	移動・自由	自由		
2:00	睡眠	睡眠	睡眠	睡眠	睡眠	睡眠	睡眠
4:00							

※ 移動時間を利用して消費税法の理論を暗記する

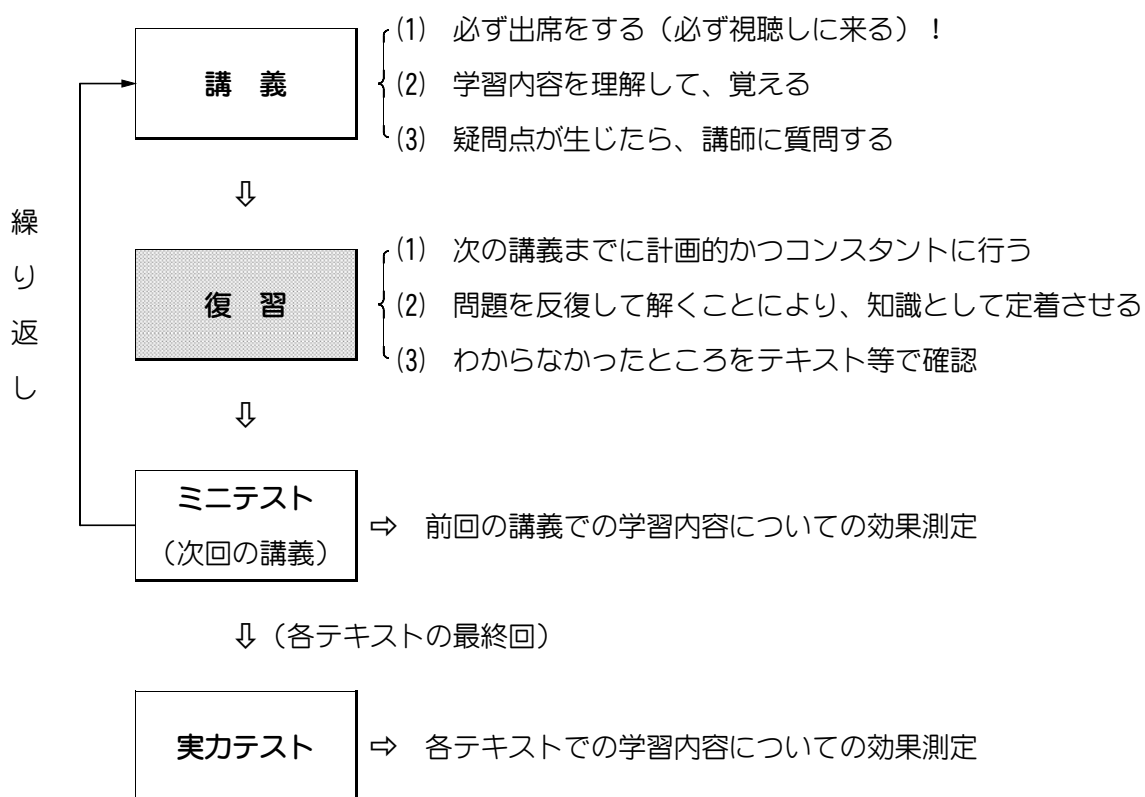
テーマ 5

具体的な学習方法

ここでは、TAC方式カリキュラムに基づく具体的な学習方法について紹介致します。

なお、通信講座の受講をお考えの方もいらっしゃると思いますので、その場合の学習方法についても言及します。

◆1 教室講座（ビデオ講座）の場合



◆2 講義

みなさんが学習を進めるうえで、最も重要なのは学習内容を正確に理解して覚えるということです。講師陣自らが研究し作成しているテキストとトレーニング（問題集）を用いて、初学者の方にもわかりやすく講義を行いますので、必ず講義には出席をしましょう。

また、疑問点が生じたら、すぐ講師へ質問をするように心がけましょう。なお、講師への質問は、講義の開始前、休憩時間及び終了後に直接してもらうことができます。また、講義以外でも、質問電話やi-supportによるメールでの質問にも対応しています。

講師は、皆さんが学習を進めていく上での「ツール」ですから、どんどん活用してください。

◆3 復習

講義以外の学習については、基本的に復習のみでかまいません。その回の講義で学習した内容の復習は、トレーニング等を使用して、必ず次の講義までに終わらせるように心がけて下さい。具体的には、トレーニング等の問題を反復して解答することにより、知識の定着化を図ることになります。また、トレーニング等を解答した時に間違えてしまった箇所は、テキストや質問電話・i-support等を利用してしっかり確認をとりましょう。

◆4 ミニテスト・実力テスト

毎回の講義の最初の時間でミニテストを実施します。これは、前回の講義での学習内容が理解できているかどうかの効果測定です。また、テキストを一冊消化するごとに実力テストを実施します。これは、そのテキストの学習内容が理解できているかどうかの効果測定です。必ずミニテストと実力テストは受けて自分の実力を確認するように心がけましょう。



参 考 欠席時のフォローシステム

T A C 税理士講座では、教室の講義を欠席した場合のフォローシステムを充実させております（パンフレット参照）。

具体的には次のものがあります。

- 1 クラス自由出席制
- 2 テープレクチャー制度
- 3 カセットダビングサービス
- 4 ビデオフォロー制度（有料）
- 5 Web・DL（ダウンロード）フォロー（有料）

◆5 通信講座の場合

時間的制約等の理由により通学できない方向けに、自宅に居ながらにして通学しているのと同じ効果が得られるように、TACでは通信講座による学習メディアに力を注いでおります。

具体的な通信講座の学習メディアは次の通りです。

1 映像学習メディア

(1) Web通信講座

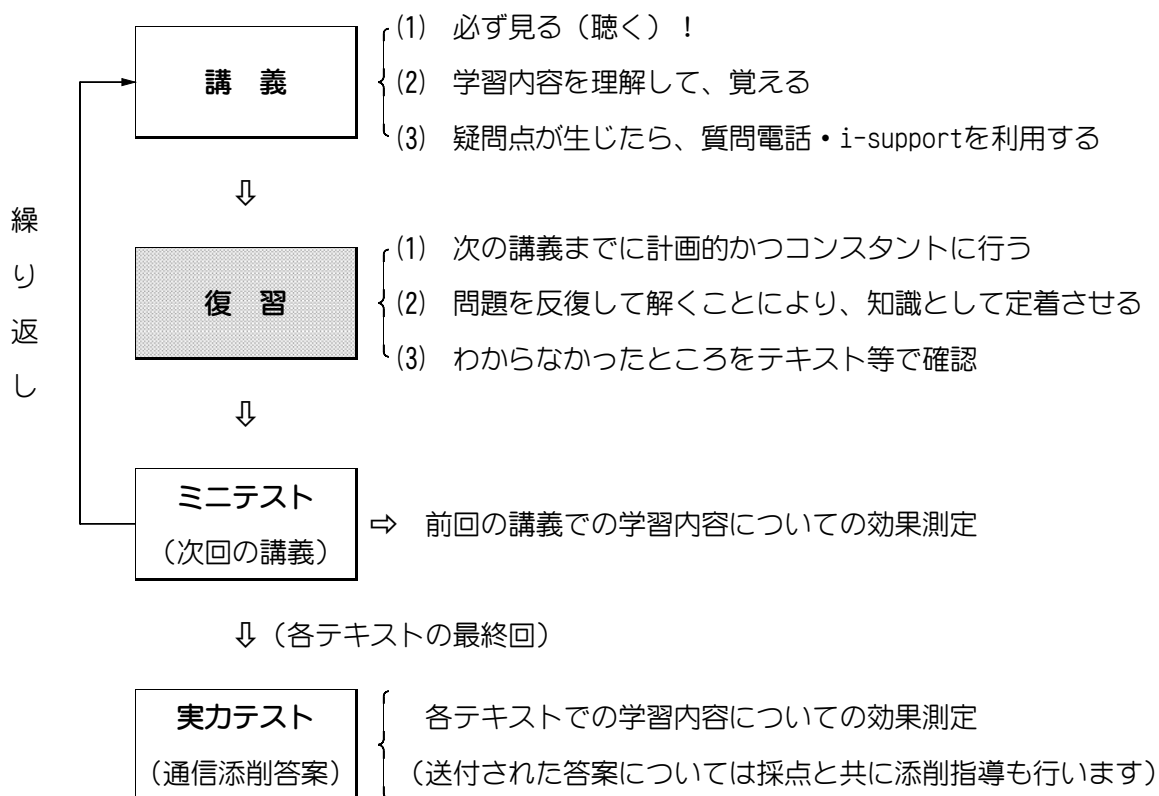
(2) DVD通信講座

2 音声学習メディア

(1) カセット通信講座

(2) ダウンロード通信講座

なお、在宅学習の場合の学習方法も基本的には教室通学の場合と同じです。



参考 スクーリング制度

すべての通信講座には「スクーリング制度（月1回のペースで教室で無料受講できる制度）」というフォローシステムも設けています。教室の臨場感を味わいたい場合や、他の受講生のレベルを知る上で大変有用です。

最 後 に

本日は、お忙しい中、当セミナーにご参加頂きありがとうございました。

税理士という仕事は本当に魅力ある職業ですので、是非ともチャレンジして下さい。TAC税理士講座一同、皆さんの1年でも早い税理士試験合格をサポート致します。